

新居浜市雇用対策協定

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、新居浜市長及び新居浜公共職業安定所長が署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

少子高齢化の進展と人口減少社会の到来や経済のグローバル化による産業競争が激化する中、地域における産業活動の活性化による雇用の創出及び安定と、そこで働く人材がその意欲と能力を十分に発揮し、積極的に活躍できる環境を構築するため、新居浜市（以下「市」という。）と新居浜公共職業安定所（以下「安定所」という。）は、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市及び安定所が地域経済の活性化と雇用環境の改善を目指し、「企業の人材確保と定着」と「人材確保等のための働きやすい企業への変革（働き方改革）」をメインテーマに雇用と企業に関する課題を共有し、問題解決に効果的かつ一体的に取り組むことを目的とする。

（事業内容）

第2条 市及び安定所は、前条の目的を達成するため、共通の事業目的のもとに具体的な取組の内容及び実施方法について、毎年度、事業計画を策定するものとする。

（要請）

第3条 新居浜市長及び新居浜公共職業安定所長は、それぞれが取り組む施策の推進に資するため必要な要請を相互に行うことができるものとする。

（推進連絡会）

第4条 市及び安定所は、この協定に基づき事業を計画、実施するために新居浜市雇用対策協定推進連絡会を設置する。

（秘密保持）

第5条 この協定に基づく雇用対策等に関する取組において、市及び安定所が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持することとする。ただし、事前に相手方の承諾を得られた場合は、この限りではない。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項が生じたとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、市及び安定所は誠意をもって協議し、定めるものとする。

新居浜市長

石川 恭行

新居浜公共職業安定所長

緒方 与二